

消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求め
る意見書

コロナ禍、円安、物価高騰の中で、暮らし、営業、雇用など極めて厳しい状況が続いている。こうした中で、2023年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向け、インボイス発行業者の登録申請が始まっているところである。

消費税免税事業者を取引から排除しかねない消費税インボイス制度は、農業者、フリーランス、中小零細事業者、派遣労働者等様々な業種に影響を及ぼすことになる。

既に、取引先や元請けから消費税「インボイス登録」の照会が行われており、消費税インボイス制度の登録をしなければ、取引そのものが停止されることやシルバー人材センターにおいても、報酬から差し引かれる可能性があり、まさに死活問題となることが予想される。

このまま消費税インボイス制度の導入が実施されると中小零細事業者や雇用にも深刻な事態を招き、ひいては地域経済全体に深刻な影響を与えかねない。このため、多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、懸念の声を上げている。

については、住民の暮らしと営業、そして地域経済を守るために、政府におかれては、消費税インボイス制度の延期を行い、十分な議論と検討が行われるよう要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月26日

| | | |
|--------|---|----|
| 衆議院議長 | } | 宛て |
| 参議院議長 | | |
| 内閣総理大臣 | | |
| 総務大臣 | | |
| 財務大臣 | | |

兵庫県丹波市議会
議長 垣内 廣明